経営継承・発展等支援事業実施要綱

第１　趣旨

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、農業の持続的な発展を図るためには、農地をはじめとする地域の経営資源を次世代に継承していく必要があります。

他方で、地域の経営資源の受け手として期待される担い手の高齢化が進行していることから、担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保することを目的とします。

第２　定義

経営継承・発展等支援事業（以下別記以外において「本事業」といいます。）における用語の定義については、次のとおりとします。

１　公募選定団体

本事業の実施主体（以下「事業実施主体」といいます。）を決定するために農林水産省経営局長（以下「経営局長」といいます。）が別に定める公募要領により選定された団体をいいます。

２　実質化された人・農地プラン

人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「具体的な進め方通知」といいます。）２の（１）の実質化された人・農地プラン、具体的な進め方通知３により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び具体的な進め方通知４により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等をいいます。

３　認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第13条第１項に規定する認定農業者をいいます。

４　中心経営体等

次の（１）又は（２）に掲げる者（令和３年度においては、（３）に掲げる者を含みます。）をいいます。

（１）実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている者

（２）市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者

（３）具体的な進め方通知５の（１）の⑤により公表された工程表（以下「工程表」といいます。）の対象地区内の経営体であって、実質化された人・農地プランに

中心となる経営体として将来位置付けられることが確実と見込まれる者

５　家族経営協定

家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成７年２月７日付け７構改Ｂ第103号構造改善局長・農蚕園芸局長通知）第２に規定する家族経営協定をいいます。

６　青色申告者

所得税法（昭和40年法律第33号）第143条の規定により承認を受けている者、同法第144条に規定する申請書を提出した者、法人税法（昭和22年法律第28号）第121条第１項の規定により承認を受けている者及び同法第122条第１項に規定する申請書を提出した者をいいます。

第３　事業対象期間

本事業の対象期間は、各年４月１日から翌年３月31日までとします。

第４　本事業の実施主体、内容及び補助率

１　事業実施主体は、公募選定団体とします。

２　本事業の内容及び補助率は以下のとおりとします。

なお、Ｉに掲げる事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年４月５日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとします。

事業内容	補助率
Ⅰ　経営継承・発展支援事業（別記１） 中心経営体等から経営を継承した後継者が経営の発展に向けた取組を行う際に必要となる経費を補助する事業	２分の１以内
Ⅱ　人・農地プラン実質化推進支援事業（別記２） 人・農地プランを実質化させる取組を行う際に必要となる経費を補助する事業	定額
Ⅲ　推進事務事業（別記３） Ⅰ及びⅡの事業に係る補助金（以下「間接補助金」といいます。）の交付及び関連する取組を推進する事業	定額

第５　国の補助

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対し、補助します。

第６　事業計画

１　事業実施に関する交付規則の作成

事業実施主体は、本事業を円滑に実施するために事業実施に関する交付規則を作成することとし、交付規則を作成又は修正をした場合には、経営局長の承認を得るものとします。

２　事業計画の作成及び承認の申請

事業実施主体は、本事業を行う前に事業計画書（別紙様式第１号）を作成し、経営局長に提出して、承認を受けるものとします。

３　本事業の着手

（１）本事業については、原則として、事業実施主体が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。）第６条第１項の規定による補助金等の交付の決定を受けた後に行った取組を対象とします。

ただし、事業実施主体は、地域の実情等のやむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に本事業に着手（契約行為を行うことをいいます。以下同じ。）をする必要がある場合は、２の事業計画書の承認後、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別紙様式第２号）を経営局長に提出するものとします。

（２）事業実施主体は、（１）の交付の決定を受ける前に本事業に着手をする場合は、補助金の交付を受けることが確実となってから着手をすることとし、交付決定を受けるまでの期間内に行った本事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上行うものとします。

４　事業計画の変更等

事業実施主体は、２により承認された事業計画について、以下の変更等が生じた場合は、事業計画の変更、中止又は廃止の承認申請書を作成し、２の手続に準じて経営局長の承認を受けるものとします。

（１）事業内容の追加、中止又は廃止

（２）事業目的の変更

（３）事業費の30％を超える増又は国庫補助金の増

（４）事業費又は国庫補助金の30％を超える減

第７　事業の完了報告

事業実施主体は、本事業を完了したときは、事業完了報告書（別紙様式第３号）を作成し、事業実施年度の翌年度８月末日までに経営局長に提出してください。

第８　指導監督等

１　経営局長は、本事業の実施に関し、事業実施主体に対し、必要な指導監督を行うものとします。

２　事業実施主体は、必要に応じて、経営局長に対し、報告及び相談を行うものとします。

３　事業実施主体は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等の本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、経営局長に対し、速やかに報告するものとします。

４　国は、本事業が適切に実施されたことを確認するため、必要な範囲内で事業実施主体に対し、必要な報告を求めるほか、現地への立入調査等を行うことができるものとします。

５　事業実施主体は、本事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、適切に取り扱うものとします。

第９　委任

この要綱（以下「実施要綱」といいます。）に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、経営局長が別に定めるものとします。

附 則（令和３年３月26日付け２経営第2988号）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年２月８日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。

３　２に規定する通知により令和２年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

（別紙様式第１号）

年　　月　　日

農林水産省経営局長　殿

所　在　地
商号又は名称
代表者氏名

令和　年度経営継承・発展等支援事業計画の承認申請について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月26日付け２経営第2988号農林水産事務次官依命通知）第６の２（又は４）の規定に基づき、別添のとおり、経営継承・発展等支援事業計画の承認申請書を提出します。

なお、本事業の担当者は以下のとおりです。

氏名：
所属部署・役職名：
TEL：
E-mail：

（注）事業計画を変更しようとする場合にあっては、「承認」を「変更承認」と置き換え、事業計画を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「承認」を「中止（廃止）承認」と置き換えること。

また、事業計画を変更し、中止し、又は廃止しようとする理由についても付記すること。

（別添）

１　組織の概要

名称	
所在地	
設立	年　　月　　日
統括責任者	
構成員	

２　本事業の実施方針

※本事業を適正に実施するための取組方針や特筆すべき創意工夫等を具体的に記載すること。

３　本事業の実施体制

※本事業を適正に実施するための実施体制や特筆すべき創意工夫等を具体的に記載すること。
また、必要に応じて実施体制の判るフロー図を添付すること。

４　本事業の活動内容

時期（年月）	活動内容	備考

（注）１　本欄には、月単位での本事業の活動内容について具体的に記載してください。
２　別記１に定める事業については、間接補助事業者である市町村の公募を２回以上行ってください。

５　経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区　　分	本事業に要する経費（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）	負担区分			備　考
		国庫補助金（Ａ）	市町村負担額（Ｂ）	その他（Ｃ）	
Ⅰ　経営継承・発展支援事業 Ⅱ　人・農地プラン実質化推進支援事業 Ⅲ　推進事務事業					
合　　計					

経費内訳		
区　　分		経費の見積額（又は実績額）
Ⅰ　経営継承・発展支援事業 Ⅱ　人・農地プラン実質化推進支援事業 Ⅲ　推進事務事業		
合　　計		

（注）１　「経費の見積額（又は実績額）」の欄には、積算方法や積算内訳及び積算における考え方、経費の必要性などを記載してください。

２　必要に応じて、単価等の設定根拠となる資料、本事業との関連性が判る資料を添付してください。

（別紙様式第２号）

年　　月　　日

農林水産省経営局長　殿

所　在　地
商号又は名称
代表者氏名

令和　年度経営継承・発展等支援事業交付決定前着手届について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月26日付け２経営第2988号農林水産事務次官依命通知）第６の３の規定により、令和　年　月　日付けで承認を受けた本事業について、下記の理由により交付決定前に着手する必要があるので、下記の条件を了承の上、同第６の３の（１）の規定に基づき、経営継承・発展等支援事業の交付決定前着手届を提出します。

記

交付決定前に事業に着手する理由：

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した本事業に損失等が生じた場合、これらの損失等は、事業実施主体が負担すること。
２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
３　本事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

（別紙様式第３号）

年　　月　　日

農林水産省経営局長　殿

所　在　地
商号又は名称
代表者氏名

令和　年度経営継承・発展等支援事業の事業完了報告について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月26日付け２経営第2988号農林水産事務次官依命通知）第７の規定に基づき、別添のとおり経営継承・発展等支援事業の事業完了報告書を提出します。

別添：別紙様式第１号の別添に事業の実績を記載したもの

（別記１）

経営継承・発展支援事業

第１　事業の内容等

１　事業の内容

中心経営体等から経営を継承した後継者が、第２の２の（１）の経営発展計画（以下「経営発展計画」といいます。）に基づいて実施する経営発展に向けた取組に必要な経費を補助します。

２　事業の仕組み

（１）国は、予算の範囲内において、事業実施主体に対して、補助金を交付します。

（２）事業実施主体は、経営継承・発展支援事業（以下別記１において「本事業」といいます。）に要する経費を間接補助事業者である市町村（以下「間接補助事業者」といいます。）に補助します。

（３）事業実施主体は、間接補助事業者を公募するものとします。また、間接補助事業者を公募する際の手続等については、事業実施主体が定める公募要領によるものとし、事業実施主体は、これを作成し、又は修正した場合には、経営局長の承認を受けるものとします。

（４）間接補助事業者は、３の補助対象者を募集するとともに、事業実施主体が別記３の第１の２の（１）に定めるところにより選定した補助対象者（以下「助成対象者」といいます。）に対し、補助金（間接補助事業者が負担する費用を含みます。以下別記１において同じ。）を交付するものとします。

３　補助対象者

補助対象者の要件は、次に掲げるものとします。

（１）補助対象者が個人事業主の場合

ア　事業実施年度の前々年度中の１月１日から経営発展計画の提出時までに中心経営体等である先代事業者（個人事業主に限ります。以下同じ。）からその経営に関する主宰権の移譲を受けていること（所得税法第229条に規定する届出書、確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合に限ります。）。

イ　アの主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

ウ　税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること。

エ　青色申告者であること。

オ　家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること。

カ　経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、か

つ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

キ　地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると間接補助事業者が認めること。

ク　アの主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。

ケ　「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」（平成24年４月６日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記１の第２の２に掲げる事業（以下「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」といいます。）に係る資金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

（２）補助対象者が法人（集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第２条第４項第１号ハに掲げる組織）を含みます。別記１－別表において同じ。）の場合

ア　次に掲げる(ア)又は(イ)の要件を満たすこと。

（ア）　法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合にあっては、当該法人が中心経営体等であり、後継者（個人に限ります。以下同じ。）が事業実施年度の前々年度中の１月１日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること（法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限ります。）。

（イ）　先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合にあっては、当該先代事業者が中心経営体等であり、後継者が事業実施年度の前々年度中の１月１日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること。

イ　アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲に際して、原則として、法人自ら又は先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

ウ　青色申告者であること。

エ　経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

オ　地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると間接補助事業者が認めること。

カ　アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者がその日より前に農業経営を主宰していないこと。

キ　アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に農業次世代人材投資事業（経営開始型）に係る資金の交付を受けていないこと。

４　補助対象経費等

（１）補助対象経費

本事業の目的を達成するために必要となる次に掲げる経費（融資に関する利子助成措置以外の国の補助事業の対象となった経費を除きます。）を補助対象経費とし

ます。

（補助対象経費）

専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費

（２）補助率

本事業による国の補助率は２分の１以内とし、補助金の額は、助成対象者１人当たり100万円以内とします。ただし、間接補助事業者が補助金の交付に当たり助成対象者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の２分の１（上限50万円）を負担する場合に限り、事業実施主体は間接補助事業者に国庫補助金を交付することができるものとし、その国庫補助金の額は助成対象者１人当たりの間接補助事業者の負担する額と同額（上限50万円）とします。

第２　事業の実施

１　事業実施主体、間接補助事業者に係る手続

（１）事業実施主体は、第１の２の（３）の公募要領により、間接補助事業者の公募を行うものとします。間接補助事業者になろうとする市町村は、補助対象者ごとの経営発展計画（別記１－様式第２号）について、配分基準表（別記１－別表２）に基づきポイントを付し、第１の２の（３）の公募要領の定めるところにより事業実施提案書を事業実施主体に提出するものとします。

事業実施主体は、第１の２の（３）の公募要領の定めるところにより市町村から提出された事業実施提案書について、補助対象者の要件等の確認及び審査基準（別記１－別表１）による評価を行った上で、市町村が経営発展計画（別記１－様式第２号）に付したポイントを基準として助成対象者の候補を選定し、それを踏まえた選定結果を事業実施提案書の提出があった市町村に通知するものとします。

（２）（１）の通知により間接補助事業者の候補となった市町村は、助成対象者の候補の経営発展計画（別記１－様式第２号）、経営発展計画総括表（別記１－様式第３号）及び市町村事業実施計画（別記１－様式第４号）を作成し、（１）の助成対象者の候補の選定結果の通知があった日から10日以内に事業実施主体へ事業実施計画の承認申請書（別記１－様式第５号）を提出し、その承認を受けるものとします。

（３）事業実施主体は、（２）により事業実施計画の承認申請を受けた場合は、経営局長へその妥当性の協議をした上で、その内容が適当と認めるときは事業実施計画を承認します。また、事業実施計画を承認したときは、遅滞なくその旨を間接補助事業者となった市町村へ通知します。

（４）経営局長は、（３）に定めるところにより協議を受ける場合は、必要に応じて、事業実施主体に対して指導及び助言を行うことができるものとします。

（５）事業実施主体から交付決定を受けた後に、間接補助事業者は、補助金を助成対象者に交付するものとします。

（６）本事業については、原則として、事業実施主体が、適正化法第６条第１項の規定

による補助金等の交付の決定を受けた後に行った取組を対象とします。

ただし、間接補助事業者は、地域の実情等のやむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に本事業に着手をする必要がある場合は、（３）の事業実施計画の承認後、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記１－様式第６号）を事業実施主体に提出することができます。

なお、間接補助事業者は、当該決定を受ける前に本事業に着手をする場合は、国庫補助金の交付を受けることが確実となってから着手をすることとし、当該交付の決定を受けるまでの期間内に行った本事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上行うものとします。

（７）間接補助事業者は、（３）により承認された事業実施計画について、以下の変更が生じた場合は、事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請書（別記１－様式第５号）を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとします。また、事業実施主体は、その承認申請があった場合は、（３）の手続に準じて承認し、通知するものとします。

ア　事業内容の追加、中止又は廃止

イ　事業目的の変更

ウ　事業費の30％を超える増又は国庫補助金の増

エ　事業費又は国庫補助金の30％を超える減

（８）間接補助事業者は、助成対象者が次のいずれかに該当する場合は、その者に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該補助金の全部若しくは一部を交付しないものとします。

ア　２の（２）に定めるところにより経営発展計画に記載された取組を廃止した場合

イ　経営発展計画に記載された取組を実際に行っていないと認められる場合

ウ　経営発展計画に記載された取組の実施状況等の報告を行わない場合

エ　経営発展計画に記載された取組について、繰り返し指導を行ったにも関わらず改善に向けた取組を行わない場合

オ　実施要綱、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。）、間接補助金に係る交付規則又は間接補助事業者が定める交付規則に違反した場合

カ　虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合

（９）事業実施主体は、（８）に定めるところにより助成対象者に返還させ、又は交付しなかった国庫補助金について、事業対象期間中に当該国庫補助金を用いて本事業を行ってもなお残余がある場合には、当該残余額を国に返還するものとします。

なお、当該残余額を返還した後もなお間接補助事業者から国庫補助金の返還がある場合には、事業実施主体は、四半期ごとに当該返還金を取りまとめ、速やかに農林水産大臣に報告し、農林水産大臣の指示に従って当該返還金を国に返還するもの

とします。

(10) 間接補助事業者は、本事業を完了したときは、事業完了報告書（別記１－様式第７号）を作成し、事業実施主体が別に定める日までに事業実施主体に提出するものとします。

２　助成対象者に係る手続

（１）本事業による助成を受けようとする補助対象者は、間接補助事業者が定める公募要領等に基づき、経営発展に向けた取組内容を記載した経営発展計画（別記１－様式第２号）を作成し、間接補助事業者に取組承認申請書（別記１－様式第１号）を提出するものとします。

（２）助成対象者は、やむを得ない理由により、経営発展計画に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止するときは、取組承認申請書（別記１－様式第１号）を間接補助事業者に提出するものとします。

（３）助成対象者は、経営発展計画に記載された取組を完了したときは、取組完了報告書（別記１－様式第８号）を、間接補助事業者が別に指定した日までに間接補助事業者へ提出するものとします。

　間接補助事業者は、取組完了報告を受けた場合は、その内容等を確認するものとします。

第３　事業の評価等

１　助成対象者は、事業実施年度から経営発展計画に定めた目標年度まで、毎年度末に間接補助事業者へ経営発展計画に記載された取組の実施状況等について実施状況報告書（別記１－様式第９号）により報告するものとします。

２　間接補助事業者は、１により報告があった場合は、その内容について評価を行い、必要に応じて助成対象者に対して指導を行うとともに、事業実施状況報告及び評価報告書（別記１－様式第10号）により事業実施主体へ報告するものとします。

　また、経営発展計画に記載された取組の実施が不十分と認められる場合は、間接補助事業者は、必要に応じ、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和３年３月26日付け２経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記１の第２の４に定める農業経営相談所の専門家等を活用するよう助成対象者に対して指導を行うものとします。

３　事業実施主体は、２により報告があった場合は、その内容について評価を行い、経営局長と協議し、必要に応じて外部有識者等により構成される審査会に諮り、その結果を間接補助事業者へ通知するものとします。

　経営局長は、経営発展計画に記載された取組の実施が著しく不十分と認めた場合、間接補助事業者に２の評価結果及び当該取組の改善計画の公表を求めるものとします。

第４　整備した機械装置等の管理運営等

１　処分制限財産

間接補助事業者は、助成対象者に対し、国庫補助金により整備した単価50万円（税込み）以上の機械装置等（以下「処分制限財産」といいます。）を、次のとおり常に良好な状態で管理させ、必要に応じて修繕、改築等を行わせ、その整備目的に則して最も効率的な運用を図らせるなど、適正に管理運営するよう指導するものとします。

（１）国庫補助金の交付目的に沿った処分制限財産の適正な管理を行わせるため、間接補助事業者は、助成対象者に対し、処分制限財産ごとに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数表に相当する期間に準じた処分制限期間を設定させるものとします。

（２）間接補助事業者は、助成対象者に対し、処分制限財産の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を備え置かせるものとします。

（３）間接補助事業者は、助成対象者に対し、処分制限財産の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、適宜管理運営日誌又は利用簿等の作成、整備及び保存をさせるものとします。

２　財産処分の手続

間接補助事業者は、助成対象者が、その整備した処分制限財産について、１の（１）に定めるところにより設定した処分制限期間内に、当該国庫補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、適正化法第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき、助成対象者に財産処分の申請を行わせるものとします。この申請を受けた間接補助事業者は、事業実施主体の承認を受けるものとします。

また、事業実施主体は、財産処分の申請を受けた場合は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年５月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）に定める承認基準等に留意して、その承認の必要性を検討し、財産処分が適当と認められる場合は農林水産大臣の承認を受けるものとします。

３　災害の報告

間接補助事業者は、処分制限財産について、処分制限期間内に災害により被害を受けたときは、遅滞なく助成対象者に報告させるものとします。

（別記１－別表１）

審　査　基　準
１　経営継承・発展支援事業の趣旨及び目的を理解し、これらに沿った取組であるか。 ２　補助対象者の経営状況及び経営方針が経営継承・発展支援事業による取組を行うのに適正であるか。 ３　経営発展計画に記載した取組内容が設定した目標の達成に向けて適切なものか、また実現可能性はあるか。 ４　経営発展計画に記載した取組に要する経費の積算が妥当であり、事業費の効率的な執行が見込まれるか。 ５　経営発展計画に記載した成果目標の妥当性 （１）成果目標が基本構想等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向又は実質化された人・農地プランに即したものであり、目標年度の目標値が経営継承した時点又は現状における値に比べ妥当なものか。 （２）成果目標の達成が当該地域農業の発展につながるものであるか。 ６　経営継承・発展支援事業の実施による効果、自立的・継続的な取組への展開などの経営発展の継続性が認められるか。 ７　市町村事業実施計画の妥当性 （１）地域貢献に関する特徴的な取組は、当該地域農業の現状及び基本構想等の当該市町村における今後の農業の担い手の育成・確保を図るための計画の方向に即したものであり、妥当なものか。また、当該地域農業の振興等に資する具体的な取組内容となっているか。 （２）経営継承・発展に関する支援体制は、実効性があるか。

（別記１－別表２）配分基準表

項　　目	現状の水準	点数
１　申請者（申請者が法人の場合はその後継者）の年齢	ア　経営継承した時点において 50 歳以上 60 歳未満であること。 イ　経営継承した時点において 40 歳以上 50 歳未満であること。 ウ　経営継承した時点において 40 歳未満であること。	１点 ２点 ３点
２　農地中間管理機構から賃借権等の設定	農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けていること。	２点
３　女性の取組	その取組について、ａからｃまでのうち該当している項目数が次のいずれかであること。 ア　１項目 イ　２項目以上 ａ　女性が経営の主宰権を有していること。 ｂ　役員又は常時雇用者のうち女性が過半を占めている法人であること。 （注）常時雇用者とは、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約に際し、あらかじめ７か月以上の雇用期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含みます。）をいいます。 ｃ　法人であって、部門間で区分経理等を行っている場合に女性が当該部門の責任者であること。	 １点 ２点
４　農業所得の水準	経営継承した時点における申請者（申請者が個人事業主の場合又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては、申請者の先代事業者）の１人当たり又は１経営体当たりの農業所得が、基盤強化法第６条第１項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」といいます。）に定める目標とすべき所得水準額と比較して、次のいずれかとなっていること。 ア　所得水準額の 130％以上 150％未満 イ　所得水準額の 100％以上 130％未満 ウ　所得水準額の　70％以上 100％未満 エ　所得水準額の　50％以上 70％未満 オ　所得水準額の　30％以上 50％未満	 １点 ３点 ６点 ４点 １点

	（注） １　基本構想において主たる従事者１人当たりの所得目標が定められている場合は１人当たりの農業所得を、定められていない場合は１経営体当たりの農業所得を所得水準額と比較することとします。 ２　経営継承した時点における１人当たり農業所得の算出方法は、次のとおりとします。 ・申請者が個人事業主の場合 （収入金額－経費）÷１人 ・申請者が法人の場合 （税引前当期純利益＋法人の役員報酬）×（農業・関連事業等の売上高÷総売上高）÷農業・関連事業等の役員数	
５　付加価値額の向上	ア　経営継承した時点のポイント (ｱ)　経営継承した時点の付加価値額が基準額（700 万円）以上であること。 (ｲ)　経営継承した時点の就業者１人当たりの付加価値額が基準額（270 万円）以上であること。 (注)臨時雇用は延べ 225 人・日を１人として算定し、小数点第２位を四捨五入する。 イ　目標ポイント 目標年度までの付加価値額又は就業者１人当たりの付加価値額の拡大率が次のいずれかに設定されていること。 ａ　２％以上４％未満 ｂ　４％以上６％未満 ｃ　６％以上	 ２点 ２点 ２点 ３点 ４点

<table>
<tr><td>6　地域貢献の取組</td><td>ア　経営面積等の拡大
現状と目標年度における経営面積又は飼養頭数の拡大率が次のいずれかに設定されていること。
(ｱ)　１％以上 20％未満拡大
(ｲ)　20％以上
イ　従業員数の増加
現状と目標年度における常時雇用者の増加数が次のいずれかに設定されていること。
(ｱ)　１名増
(ｲ)　２名増以上
ウ　地域貢献に関する特徴的な取組
その取組について、取組内容が具体的であり、かつ地域農業の維持・発展に関して高い効果が見込めると市町村が認めていること。</td><td>

１点
２点

１点
２点

３点</td></tr>
<tr><td>7　経営発展の取組</td><td>その取組について、ａからｍまでのうち該当している項目数が次のいずれかであること。
ア　２項目
イ　３項目
ウ　４項目
エ　５項目以上
<table><tr><td>ａ　経営の法人化
ｂ　新たな品種・作物・部門の導入
ｃ　認証の取得
ｄ　データを活用した経営の実践
ｅ　就業規則の策定
ｆ　経営管理の高度化
ｇ　就業環境の改善
ｈ　外部研修の受講
ｉ　新たな販路の開拓
ｊ　新商品の開発
ｋ　省力化・省人化・業務の効率化、農畜産物等の品質の向上
ｌ　農畜産物等の規格・出荷方法の改善
ｍ　防災・減災の導入</td><td>なお、ａからｅまでの項目のいずれかに該当する場合は、その該当する項目数に４点を乗じた点数（最大８点）を加点する。</td></tr></table></td><td>

１点
２点
３点
４点</td></tr>
</table>

（別記１－様式第１号）

年　月　日

○○市町村長　殿

住　所
氏　名

令和　年度経営継承・発展支援事業の取組承認申請について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月26日付け２経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記１の第２の２の（１）の規定に基づき、事業の取組承認を申請します。

（注）経営発展計画を変更しようとする場合にあっては、「承認」を「変更承認」と置き換え、事業実施計画を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「承認」を「中止（廃止）承認」と置き換えること。また、これらの場合にあっては、「別記１の第２の２の（１）」を「別記１の第２の２の（２）」と置き換え、経営発展計画を変更し、中止し、又は廃止しようとする理由についても付記すること。

（添付書類）経営発展計画（別記１－様式第２号）

（別記１－様式第２号）

経営発展計画

整理番号	
都道府県名	
市町村名	

1　申請者

ふりがな 氏名（代表者名）		□　男性 □　女性	ふりがな 住　所	〒	
ふりがな 法人名		法人番号 （13桁）		年齢	年　月　日生まれ 継承時点：　歳
連絡先	電話番号：		メールアドレス：		

2　経営概要

			農地中間管理機構から貸借権等の設定を受けている	□
営農類型	□ 水田作　□ 畑作　□ 露地野菜　□ 施設野菜　□ 果樹　□ 露地花き　□ 施設花き　□ 酪農　□ 繁殖牛 □ 肥育牛　□ 養豚　□ 採卵養鶏　□ 食肉鶏　□ その他　（　　）			
経営面積 飼養頭羽数	【作目】＿＿＿＿，＿＿＿＿a（品種名：　　）、＿＿＿＿，＿＿＿＿a（品種名：　　） ＿＿＿＿，＿＿＿＿a（品種名：　　）、＿＿＿＿，＿＿＿＿a（品種名：　　） ＿＿＿＿，＿＿＿＿a（品種名：　　）、＿＿＿＿，＿＿＿＿a（品種名：　　） 【飼養頭羽数】　頭・羽（品種名：　　）、　頭・羽（品種名：　　）			
従業員数等	役員数	人（うち女性　人）	常時雇用者数	人（うち女性　人）
	臨時雇用者数	人	女性が部門責任者である	□
農業所得	円	□ 課税事業者	□ 免税・簡易課税事業者等	
経営方針				

3　経営継承の概要

（1）先代事業者・先代経営者

ふりがな 氏名（代表者名）		□　男性 □　女性	ふりがな 住　所	〒	
ふりがな 法人名		法人番号 （13桁）		年齢	年　月　日生まれ 継承時点：　歳

（2）継承した資産等の概要

経営継承年月日	年　月　日

資産区分	継承方法		備　考
農地等	全部継承・一部継承・無	有償譲渡・無償譲渡 使用貸借・その他	
機械	全部継承・一部継承・無	有償譲渡・無償譲渡 使用貸借・その他	
施設	全部継承・一部継承・無	有償譲渡・無償譲渡 使用貸借・その他	

4　経営発展の取組

取組区分	①法人化　②新たな品種・部門等の導入　③認証取得　④データ活用経営　⑤就業規則の策定 ⑥経営管理の高度化　⑦就業環境の改善　⑧外部研修の受講　⑨販路開拓　⑩新商品開発 ⑪省力化・業務の効率化、品質の向上　⑫規格等の改善　⑬防災・減災の導入			
取組内容	区分番号	具体的な取組内容	経費（円）	経費内訳
		経費（事業費）合計	円	補助対象経費合計　円

5　成果目標の設定

（1）付加価値額の向上

項　　目	経営継承時	1年度目 （事業実施年度）	2年度目	3年度目 （目標年度）	経営継承時から 目標年度までの 増減率（%）
ア　1経営体当たりの付加価値額	（万円）				
イ　就業者1人当たりの付加価値額	（万円）				

（2）地域貢献

項　　目	現状	1年度目 （事業実施年度）	2年度目	3年度目 （目標年度）	現状から 目標年度までの 増減率（%）/数（人）
ア　経営面積、飼養頭羽数の拡大	（a、頭、羽）				
イ　常時雇用者数の増加	（人）				

6　地域貢献に関する特徴的な取組

令和　　年度経営継承・発展支援事業の申請に係る宣誓事項

令和　　年度経営継承・発展支援事業の申請に当たって以下の事項について宣誓します。

補助対象者の要件を満たしています。	□
本計画及び添付書類の記載事項について事実と相違がありません。	□
以下の①から④までのいずれにも該当しません。 ①　法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。 ②　役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している。	□
既に本事業の採択・交付決定を受けていません。	□
国、事業実施主体、市町村が求める本事業に係る調査等に協力します。	□
本誓約に反したことにより、事業の不採択、採択の取消及び補助金の返還等を受けることとなっても、一切異議申し立てはいたしません。また、補助金の返還が生じた際には、指定期日までに返還いたします。	□

（注）1　内容を確認の上、上記右欄のボックス全てにチェックを入れてください。
　　2　本誓約に反していることが判明した場合は、事業不採択、交付決定の取消し又は補助金返還の対象となります。

【記載における留意事項等】

1　「申請者欄」について

申請者が法人の場合は、法人の代表者（経営を継承した後継者）の氏名、性別、住所、生年月日、経営継承時点の年齢、連絡先に加え、法人名（登記や定款で定めた正式名称）、13 ケタの法人番号を記載してください。

2　「経営概要」の欄について

申請時点における経営概要を記載してください。

ア　「営農類型」欄は、現状における農業生産物販売収入が最も多いものを一つ選択してください。

イ　「経営面積・飼養頭羽数」欄は、作目名、借地を含む経営している面積、品種名（品種ごとの面積、頭羽数は記載不要）を記載してください。

ウ　「常時雇用者数」欄は、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約の締結に際し、あらかじめ７か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含みます。）の人数を記載してください。

エ　「臨時雇用者数」欄は、（臨時雇用者の現状における年間総労働時間の合計÷８時間）÷延べ 225 人・日により算出（小数点第２位を四捨五入）して記載してください。

（注）「臨時雇用者」とは、日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人であり、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の接受を伴わない未詳の受け入れ労働）を含みます。このほか、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、７か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含みます（ただし、農作業を委託した場合の労働は含みません）。

オ　「女性が部門責任者である」欄は、組織図、区分経理などで客観的に確認できる部門の責任者に女性がいる場合にチェックを入れてください。

ク　「農業所得」欄は、原則として、経営継承した時点における農畜産物の精算及び農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に係る所得を記載してください。ただし、災害等の特別の事業により大幅に所得が減少している場合は、被災等のあった事業年度の前年度の所得を記載してください。

3　「経営継承の概要」欄について

ア　「経営継承年月日」欄は、個人事業主の場合は開業等届出書の提出年月日、法人の場合は代表者に関する変更登記をした年月日を記載してください。

イ　継承した資産等の概要の「備考」欄は、資産区分ごとの主な資産の継承方法を具体的に記載してください。

例）父親が所有する農地〇ha について民間融資を受けて購入した。

4　「経営発展の取組」欄について

ア　「具体的な取組内容」欄は、研修内容、活用する専門家、取得する機械などが具体的に判るよう

に記載してください。

イ　「経費内訳」欄は、見積書などを参考にして単価、個数・回数等を具体的に記載してください。

ウ　「補助対象経費合計」欄は、課税事業者の場合は消費税抜きの金額を記載してください。

5　「成果目標の設定」欄について

（1）のア又はイのいずれか１項目、（2）のア又はイのいずれか１項目を選択して記載してください。

ア　付加価値額は、事業活動により生み出された価値を表すものであり、農業収入から農業生産に投入された肥料、飼料や農機具、作業委託といった財・サービスの費用を差し引いて算出します。具体的な計算方法は、収入総額（雑収入のうち補助金収入は含み、農業外収入は含みません。）から費用総額を差し引き、人件費（費用総額に含まれるものに限ります。）を加算して算出してください。

イ　就業者１人当たりの付加価値額は、アの付加価値額を就業者数（役員数、常時雇用者数、臨時雇用者数の合計）で除して算出してください。

ウ　常時雇用者数は、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約の締結に際し、あらかじめ７か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含む）の人数を記載してください。なお、雇用関係が雇用契約書等で雇用した年月日、雇用期間が確認できる必要があります。

6　「地域貢献に関する特徴的な取組」欄について

地域貢献に関する特徴的な取組は、５の（２）以外の取組であって、地域農業の維持・発展に資する高い効果が見込まれる取組をできるだけ定量的かつ具体的に記載してください。

例）・地域の耕作放棄地〇ha を引き受けて再生させ、地域農業の維持に貢献する。

・地域の農地の〇割を占める〇ha の農地の耕作を維持し、地域農業の維持に貢献する。

・地域の農業者〇名に対する作業（〇〇、〇〇）受託を通じ、地域農業の強化に貢献する。

・地域の農業者〇名に対し、〇〇についての販路提供（技術提供・支援）を通じ、地域農業の強化に貢献する。

・新規就農者〇名の受入れ、研修等の実施を通じ、人材の育成・確保に貢献する。

・インターンシップの希望者〇名を受け入れ、人材の確保に貢献する。

・観光農園の取組を通じて年間〇名の来園者を確保し、地域の活性化に貢献する。

・農泊の取組を通じて年間〇名の宿泊客を確保し、地域の活性化に貢献する。

（別記１－様式第３号）

経営発展計画総括表

整理番号	都道府県名	市町村名	農業者情報															経営発展の取組情報														経費情報					
			助成対象者名	農業者の詳細												女性の取組			a 経営の法人化	b 新たな品種・作物・部門の導入	c 認証の取得	d データを活用した経営の実践	e 就業規則の策定	f 経営管理の高度化	g 就業環境の改善	h 外部研修の受講	i 新たな販路の開拓	j 新商品の開発	k 省力化・省人化・業務の効率化、農畜産物等の品質の向上	l 農畜産物等の規格・出荷方法の改善	m 防災・減災の導入	取組項目数	事業費（円）	補助対象経費（円）			消費税仕入控除税額	
				性別	経営継承時点での年齢（歳）	経営形態の別	営農類型	従業員数等					農業所得			ア 女性が経営の主宰権を有している	イ 役員又は常時雇用者のうち女性が過半を占めている法人	ウ 法人であって、部門間で区分経理等を行っている場合に女性が当該部門の責任者																		うち市町村費（円）	うち国費（円）	除税額（円）	うち国費（円）
								役員数（人）	うち女性の数（人）	常時雇用者数（人）	うち女性の数（人）	臨時雇用者数（人）	農業所得（円）	市町村の基本構想所得目標（円）	市町村の基本構想所得目標達成率（%）																							
合　計																																					

（注）ポイント欄は、経営発展計画（別記１－様式第２号）について配分基準表（別記１―別表２）に基づき該当する項目の点数を記載してください。

成果目標の設定状況																	ポイント																												
付加価値額の向上						経営面積等の拡大						常時雇用者数の増加					申請者の年齢			農地中間管理機構からの賃借権等の設定	女性の取組	農業所得の水準					付加価値額の向上					地域貢献の取組				経営発展の取組										ポイント合計
																											ア 継承時ポイント		イ 目標ポイント			ア 経営面積等の拡大		イ 常時雇用者数の増加		ウ 地域貢献に関する特徴的な取組	ア 取組項目数				イ 加点項目						
																													目標年度までの付加価値額の増減率			目標年度までの経営面積等の増減率		目標年度までの常時雇用者数の増減数													
1経営体当たり／就業者1人当たり	経営継承時（万円）	1年度目（事業実施年度）	2年度目	3年度目（目標年度）	増減率（%）	農地面積の拡大／飼養頭数の拡大	現状（a、頭、羽）	1年度目（事業実施年度）	2年度目	3年度目（目標年度）	増減率（%）	現状（人）	1年度目（事業実施年度）	2年度目	3年度目（目標年度）	増減数（人）	ア 経営継承した時点で60歳未満	イ 経営継承した時点で50歳未満	ウ 経営継承した時点で40歳未満			ア 所得水準額の130%以上150%未満	イ 所得水準額の100%以上130%未満	ウ 所得水準額の70%以上100%未満	エ 所得水準額の50%以上70%未満	オ 所得水準額の30%以上50%未満	（ア）継承時点の付加価値額（万円）	（イ）継承時点の就業者1当たり付加価値額（万円）	a 2%以上	b 4%以上	C 6%以上	（ア）1%以上20%未満	（イ）20%以上	（ア）1名増	（イ）2名増以上		（ア）2項目	（イ）3項目	（ウ）4項目	（エ）5項目以上	（ア）経営の法人化	（イ）新たな品種・作物・部門の導入	（ウ）認証の取得	（エ）データを活用した経営の実践	（オ）就業規則の策定	加点ポイント	

（別記１－様式第４号）

事業実施年度	令和　　年度
間接補助事業者	○○市町村

令和　年度○○市町村事業実施計画
（経営継承・発展支援事業）

１　必要経費総計

事業名	事業費	補助対象事業費※		
			うち国費	うち市町村費
経営継承・発展支援事業	円	円	円	円

（注）補助対象事業費とは、国庫補助金算定基礎となる事業費（１経営体当たり100万円上限）をいいます。

２　経営継承・発展に関する市町村の支援体制

添付資料：本補助金の交付に関する市町村の規程又は要綱、経営発展計画（別記１－様式第２号）及び経営発展計画総括表（別記１－様式第３号）

（注）実施要綱第２の４の（２）に定める認定農業者又は認定農業者に準ずる者については、経営継承・発展支援事業の補助対象者であることを市町村長が認めた事由が判る資料を添付してください。

（別記１－様式第５号）

番　　号
年　月　日

事業実施主体　殿

〇〇市町村長
氏名

令和　年度事業実施計画の承認申請について
（経営継承・発展支援事業）

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月26日付け２経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記１の第２の１の（２）の規定に基づき、事業実施計画の承認を申請します。

なお、本事業の担当者は以下のとおりです。

氏名：
所属部署・役職名：
TEL：
E-mail：

（注）事業実施計画を変更しようとする場合にあっては、「承認」を「変更承認」と置き換え、事業実施計画を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「承認」を「中止（廃止）承認」と置き換えること。また、これらの場合にあっては、「別記１の第２の１の（２）」を「別記１の第２の１の（７）」と置き換え、事業実施計画を変更し、中止し、又は廃止しようとする理由についても付記すること。

添付資料：市町村事業実施計画（別記１－様式第４号）
（※）事業実施計画を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の事業実施計画を添付すること。

（別記１－様式第６号）

番　　号
年　月　日

事業実施主体　殿

〇〇市町村長
氏名

令和　年度経営継承・発展支援事業交付決定前着手届について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月26日付け２経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記１の第２の１の（２）の規定により、令和　年　月　日付けで承認を受けた別添事業について、下記の条件を了承の上、別添のとおり交付決定前に着手する必要があるので、同第２の１の（６）の規定に基づき、経営継承・発展支援事業の交付決定前着手届を提出します。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した本事業に損失等が生じた場合、これらの損失等は、間接補助事業者が負担すること。
２　交付決定を受けた国庫補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
３　本事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

１　事業着手年月日

２　事業完了予定年月日

３　事業内容

事業名	事業費	補助対象事業費※	うち国費	うち市町村費
経営継承・発展支援事業	円	円	円	円

（注）補助対象事業費とは、国庫補助金算定基礎となる事業費（１経営体当たり100万円上限）をいいます。

４　交付決定前に事業に着手する理由

（別記１－様式第７号）

番　　号
年　月　日

事業実施主体　殿

〇〇市町村長
氏名

令和　年度経営継承・発展支援事業の事業完了報告について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月26日付け２経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記１の第２の１の（10）の規定に基づき、経営継承・発展支援事業の事業完了報告書を提出します。

添付資料：市町村事業実施計画（別記１－様式第４号）に事業の実績を記載したもの

（別記１－様式第８号）

年　月　日

○○市町村長　殿

住　所
氏　名

令和　年度経営継承・発展支援事業の取組完了について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月26日付け２経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記１の第２の２の（３）の規定に基づき、事業の取組が完了したので別添のとおり報告します。

添付資料：事業の完了を確認できる書類（納品書等の写し）及び経営発展計画（別記１－様式第２号）に事業の取組の実績を記載したもの

（別記１－様式第９号）

年　月　日

○○市町村長　殿

住　所
氏　名

令和　年度経営継承・発展支援事業の取組の実施状況に関する報告について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月26日付け２経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記１の第３の１の規定に基づき、令和○年度において実施した経営継承・発展支援事業の取組について、下記のとおり実施状況を報告します。

記

成果目標	実施状況	目標未達成となった主な理由等	目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等
付加価値額の向上			
経営面積、飼養頭羽数の拡大			
従業員数の増加			

（注）１　実施事業の欄については、経営発展計画の進捗状況を具体的に記載してください。
２　目標未達成となった主な理由等の欄については、天候、市況、顧客ニーズの変動などの外部要因及び自己の責による内部要因を具体的に記載してください。

（別記１－様式第10号）

番　　号
年　月　日

事業実施主体　殿

○○市町村長
氏名

令和　年度事業実施計画の事業実施状況報告及び評価報告について

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月26日付け２経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記１の第３の２の規定に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：実施状況報告書（別記１－様式第９号）及び事業実施状況報告及び評価報告一覧表（別記１－様式第11号）

（別記１－様式第11号）

事業実施状況報告及び評価報告一覧表

令和　年度経営継承･発展支援事業　【評価実施年度：令和　年度】

整理番号	都道府県名	市町村名	助成対象者名	成果目標の達成状況																																		
				付加価値額の向上												経営面積等の拡大												常時雇用者数の増加										
				1経営体当たり／就業者1人当たり	経営継承時（万円）	（事業実施年度）1年度目		2年度目		（目標年度）3年度目		○年度目達成率（%）	取組に対する評価		補正の内容	農地面積の拡大／飼養頭数の拡大	現状（a、頭、羽）	（事業実施年度）1年度目		2年度目		（目標年度）3年度目		○年度目達成率（%）	取組に対する評価		補正の内容	現状（人）	（事業実施年度）1年度目		2年度目		（目標年度）3年度目		○年度目達成率（%）	取組に対する評価		補正の内容
						計画	実績	計画	実績	計画	実績		事業実施主体の評価	市町村の評価				計画	実績	計画	実績	計画	実績		事業実施主体の評価	市町村の評価			計画	実績	計画	実績	計画	実績		事業実施主体の評価	市町村の評価	

経営発展の取組														経費情報						総合評価		備考
a 経営の法人化	b 新たな品種・作物・部門の導入	c 認証の取得	d データを活用した経営の実践	e 就業規則の策定	f 経営管理の高度化	g 就業環境の改善	h 外部研修の受講	i 新たな販路の開拓	j 新商品の開発	k 省力化・省人化・業務の効率化、農畜産物等の品質の向上	l 農畜産物等の規格・出荷方法の改善	m 防災・減災の導入		事業費 (円)	補助対象経費 (円)	うち国費 (円)	うち市町村費 (円)	消費税仕入控除税額 除税額（円）	消費税仕入控除税額 うち国費（円）	事業実施主体の評価	市町村の評価	

（別記２）

人・農地プラン実質化推進支援事業

第１　事業の内容

人・農地プラン実質化推進支援事業（以下別記２において「本事業」といいます。）では、人・農地プランを実質化させるため、市町村及び都道府県が行う以下に掲げる取組に係る経費について補助します。

１　市町村の取組

（１）農業者に対するアンケート調査

（２）アンケート調査の結果等を記載した地図の作成

（３）地域における話合いのコーディネーター役を担う者を対象とした研修

（４）地域における話合いを行うための会合の開催

（５）地域における話合いにおいてコーディネーター役を担う者の派遣

（６）実質化された人・農地プランを取りまとめるに当たって行われる関係機関の代表者や農業者等から意見を聴取する会合（以下「検討会」といいます。）の開催

（７）実質化された人・農地プランの周知

２　都道府県の取組

（１）市町村等に対する実質化された人・農地プランに関する説明会の開催

（２）市町村等に対する実質化された人・農地プランに関する取組事例発表会、普及啓発・情報交換会、意見交換会等の開催

（３）１の取組の適切な実施のための指導等

第２　事業対象地区

第１の１の取組の対象となる地区は、事業実施年度の前年度中に、工程表に基づき、人・農地プランの実質化に取り組んできたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や災害の影響により事業実施年度の４月以降にその取りまとめ期限を延長した地区とします。

第３　補助対象者

事業実施主体から補助金の交付を受ける者は、第１の１の取組については市町村、第１の２の取組については都道府県とします。

第４　補助対象経費

１　国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な下表に掲げる経費を対象として、事業実施主体に対して補助金を交付するものとします。

２　都道府県知事及び市町村長は、事業実施主体が定めるところにより、本事業の実施

に必要な下表に掲げる経費について、事業実施主体に対して交付の申請をするものとします。

補助対象となる経費等

区分	内容	補助率
謝金	第１の取組に直接必要となる事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	定額
旅費	第１の取組に直接必要となる都道府県及び市町村職員、有識者等の移動に必要な経費	定額
事務等経費	第１の取組に直接必要となる印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、報酬（アンケートの実施、地図の作成のために支払う実働に応じた対価）、備品購入費等	定額
人件費	人･農地プランの実質化に向けた話合いに参加するために必要な報酬（市町村の正規職員の超過勤務に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給））	定額
委託費	第１の１の取組を他の者に委託するために必要な経費	定額

注１：上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず都道府県及び市町村で具備すべき備品・物品等の購入又はリース・レンタルに係る費用については補助対象外とします。

注２：上記の経費であっても、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年２月６日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）別記３の第２の１の（７）の農地所有者等の意向確認調査を行っている地区における第１の１の（１）に掲げる取組に係る経費、同別記３の第２の２の（１）の人・農地プランの実質化の対象とする地区における第１の１の（２）に掲げる取組に係る経費については補助対象外とします。

注３：人件費の算定等に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年９月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知。以下「人件費の算定通知」といいます。）によるものとします。

第５　事業の手続

１　補助金の申請

補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」といいます。）は、事業実施計画書（別記２－別紙様式第１号又は別記２－別紙様式第２号）を作成の上、事業実施主体が定める経営局長の承認を受けた公募要領に基づき、事業実施計画の承認申請書（別記２－別紙様式第３号）を作成し、事業実施主体に提出するものとしま

す。

2　補助金の交付

（1）事業実施主体は、1により事業実施計画の承認申請を受けたときは、当該事業実施計画書の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、申請者に対し、当該事業実施計画書を承認した旨を通知します。

（2）事業実施主体は、（1）により事業実施計画の承認を行った申請者（以下「交付対象者」といいます。）に補助金を交付するものとします。

（3）交付対象者は、事業実施主体が適正化法第6条第1項の規定による補助金等の交付の決定を受けた後に本事業に着手するものとします。

　ただし、交付対象者は、地域の実情等のやむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に本事業に着手する必要がある場合にあっては、（1）により通知を受けてから、その理由を明記した交付決定前着手届（別記2－別紙様式第4号）を事業実施主体に提出することができます。

　なお、交付対象者は、当該交付の決定を受ける前に本事業に着手をする場合は、補助金の交付を受けることが確実となってから着手をすることとし、当該交付の決定を受けるまでの期間内に行った本事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上行うものとします。また、事業実施主体は、当該交付の決定を受ける前においても、交付対象者に必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにします。

（4）事業実施主体は、交付対象者が次のいずれかに該当する場合は、その者に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該補助金の全部若しくは一部を交付しないものとします。ただし、イに該当する場合に限っては、災害等のやむを得ない事情があると事業実施主体が認めた場合はこの限りではありません。

ア　3に定めるところにより事業実施計画書に記載された取組を廃止した場合

イ　事業実施計画書に記載された取組を実際に行っていないと認められる場合

ウ　実施要綱、交付要綱又は間接補助金に係る交付規則に違反した場合

エ　虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合

（5）事業実施主体は、（4）に定めるところにより交付対象者に返還させ、又は交付しなかった補助金について、事業対象期間中に当該補助金を用いて本事業を行ってもなお残余がある場合には、当該残余額を国に返還するものとします。

　なお、当該残余額を返還した後もなお交付対象者から補助金の返還がある場合には、事業実施主体は、四半期ごとに当該返還金を取りまとめ、速やかに農林水産大臣に報告し、農林水産大臣の指示に従って当該返還金を国に返還するものとします。

3　取組の廃止

　交付対象者は、やむを得ない理由により、事業実施計画書に記載された取組を廃止するときは、廃止届（別記2－別紙様式第5号）を事業実施主体に提出するものとします。

４　事業実施計画の変更

交付対象者は、２の（１）により承認された事業実施計画について、以下の変更が生じた場合は、事業実施主体に事業実施計画の変更申請書（別記２－別紙様式第３号）を提出し、その承認を受けるものとします。

（１）事業費の 30％を超える増又は国庫補助金の増

（２）事業費又は国庫補助金の 30％を超える減

（３）事業実施計画書に定める事業対象地区数の 30％を超える増減

（４）事業実施計画書に定める取組の追加若しくは中止又は当該取組の一部の廃止

５　取組の完了

交付対象者は、補助金に係る取組を完了したときは、事業完了報告書（別記２－別紙様式第１号又は別記２－別紙様式第２号）を作成の上、事業実施主体が別に指定した日までに事業完了報告書（別記２－別紙様式第６号）を事業実施主体へ提出するものとします。

第６　留意事項

１　交付対象者は、人・農地プランの実質化の進捗状況や実質化された人・農地プランの実行に向けた取組状況等を把握し、的確なフォローアップを行うものとします。

２　交付対象者は、本事業を行うに当たり、協力を仰ぐなどして関係機関と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するように努めるものとします。

３　交付対象者は、本事業を通じて得た個人情報の取扱いについては、以下により適切に行うものとします。

（１）本事業における個人情報

本事業において実質化される人・農地プランに記載する今後の地域の中心となる経営体等に係る個人情報の取扱いについては、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に行うものとします。

また、交付対象者は、今後の地域の中心となる経営体等の個人情報を（２）のアからエまでに掲げる用途に供するときは、当該個人情報の記載や確認が必要となることから、（３）のア又はイの方法に準じて、当該経営体等からその同意を得ることとします。

なお、交付対象者は、当該個人情報を利用する事業等や当該個人情報を取り扱う関係機関が新規に追加された場合（これらの単なる名称変更の場合は除きます。）は、改めて当該経営体等から同意を得るものとします。

（２）同意を得る用途の内容

交付対象者は、今後の地域の中心となる経営体等の個人情報を次に掲げる用途に供するときは、別記２－別紙に準じた同意書（※１）により、当該経営体等からその同意を得るものとします。

ア　地域における話合い、検討会における検討などの本事業の実施に利用すること又は農地中間管理機構の業務に利用すること。

イ　人・農地プランの実質化に向けた取組状況の確認又はフォローアップ活動に利用すること。

ウ　人・農地プランの実質化及び実質化された人・農地プランに今後の地域の中心となる経営体として位置付けられていることが要件、優先配慮事項等となっている各種関連事業（※２）の実施に利用すること。

エ　農林水産統計調査の調査事項の確認、補完等に利用すること。

（３）同意を得る方法の例

交付対象者は、今後の地域の中心となる経営体等の個人情報を（２）のアからエまでに掲げる用途に供するときは、次に掲げる方法により、その同意を得るものとします。

ア　農業者に実質化された人・農地プランに係る資料を配布する際、一緒に同意書（別記２－別紙）を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、当該利用目的に同意した者については、その場で当該同意書に署名をしてもらって回収すること。

イ　集落座談会等で農業者に実質化された人・農地プランについて説明する際、人・農地プランに係る資料の裏面に同意書（別記２－別紙）の文言を印刷し、個人情報の利用目的を説明の上、当該利用目的に同意した者については、その場で同意名簿に署名してもらうこと。

※１　別記２－別紙において他に追加すべき事業等、関係機関がある場合は適宜追記するものとします。

※２　各種関連事業とは、経営継承・発展等支援事業（経営継承・発展支援事業）、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーＬ資金金利負担軽減措置）、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーＬ資金金利負担軽減措置）、経営所得安定対策等交付金、経営所得安定対策等推進事業、農地集積・集約化対策事業、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、国営かんがい排水事業のうち国営水利システム再編事業（農地集積促進型）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、食料産業・６次産業化交付金（６次産業化の推進及び６次産業化施設整備事業）、農地売買等支援事業等をいいます。

（別記２－別紙）市町村→農業者向け

個人情報の取扱い（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

人・農地プランに係る個人情報の取扱いについて

市町村は、人・農地プラン実質化推進支援事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、当該個人情報について、本事業による集落等の地域の話合いや検討会での審査・検討、国への報告等で利用するほか、次の事業等（注１）に係る交付金の交付や農林水産統計調査に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注２）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 （注１）	経営継承・発展等支援事業（経営継承・発展支援事業）、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーＬ資金金利負担軽減措置）、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーＬ資金金利負担軽減措置）、経営所得安定対策等交付金、経営所得安定対策等推進事業、農地集積・集約化対策事業、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、国営かんがい排水事業のうち国営水利システム再編事業（農地集積促進型）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、食料産業・６次産業化交付金（６次産業化の推進及び６次産業化施設整備事業）、農地売買等支援事業　等 （※　その他追加する事業等があれば明確にすること）
関係機関 （注２）	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業共済組合連合会、土地改良区、農業共済組合、農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業及び担い手経営発展支援金融対策事業の事業実施主体、農地中間管理機構　等 （※　その他追加する機関があれば明確にすること）

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します、

令和　　年　　月　　日

（法人・組織名）

氏名（代表者名）

別記２－別紙様式１号

事業実施年度	令和〇年度
補助対象者	〇〇〇市町村

令和〇年度〇〇〇市町村事業実施計画（又は完了報告書）
（人・農地プラン実質化推進支援事業）

１　対象地区

対象地区数	対象地区内集落数	対象地区内耕地面積
地区	集落	ha

２　対象地区の現状・課題と対応（取組内容）

現状・課題
※　これまでの取組状況について、数値等データを元にして具体的に記載すること。 ※　これまでの取組等を通じて明らかになった課題について具体的に記載すること。

対応（取組内容）
※　「現状・課題」で挙げられた課題に対し、どのように対応していくのか、課題のどの部分に対して本事業を活用するのか明記すること。 ※　本事業終了後、地域の話合い等を持続的な取組とするための工夫等について記載すること。

３　取組内容と経費

取組内容	事業費		積算根拠（内容、回数、単価等）
		うち国費	
※　２の「対応（取組内容）」の記載内容に即して、取組内容を項目立てて記載すること。	円 円 円 円 円	円 円 円 円 円	※　積算根拠の内容が細かくなる場合には、本欄に「別紙」と記載の上、積算根拠を記載した別紙を添付することも可。
合計	円	円	

（注）１　本様式を計画変更又は事業完了報告書とする際は、変更前の事業計画の内容を括弧書きし、変更後の事業計画の内容を裸書きしてください。
２　事業完了報告書には、人・農地プラン及び作成した地図を添付してください。
３　事業実施計画には、完了時期を見直した工程表（次の参考様式を参照）を添付してください。

（参考：見直し後の工程表のイメージ）

人・農地プランの実質化に向けた工程表

都道府県名	市町村名	対象地区	集落名	2019年度				2020年度				2021年度			
				4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
○○県	○○市	旧○○村	○○集落	既に実質化していると判断した対象地区・集落については、工程の記載の必要はありませ											
			○○集落												
		旧○○村	○○集落				①・②			③・④		完了			
			○○集落												
		旧○○村	○○集落							①		②		③・④	
			○○集落												
			○○集落												
		旧○○村	○○集落					①		②			③		④
			○○集落												
			○○集落												
		旧○○村	○○集落				①		②			③			④
			○○集落												
			○○集落												

人・農地プランの実質化の取組
① アンケートの実施
② 地図化による現況把握
③ 話合い
④ プランの取りまとめ手続
注：①から④までは例示ですので、取組内容を地域の実情に合わせて細分化すること等もできます。

別記２－別紙様式２号

事業実施年度	令和○年度
補助対象者	○○都道府県

令和○年度○○都道府県事業実施計画（又は完了報告書）
（人・農地プラン実質化推進支援事業）

１　対象市町村

対象市町村数			
	対象地区数合計	対象地区内集落数合計	対象地区内耕地面積合計
市町村	地区	集落	ha

２　都道府県内の現状・課題と対応（取組内容）

現状・課題
※　これまでの取組状況について、数値等データを元にして具体的に記載すること。 ※　これまでの取組等を通じて明らかになった課題について具体的に記載すること。

対応（取組内容）
※　「現状・課題」で挙げられた課題に対し、どのように対応していくのか、課題のどの部分に対して本事業を活用するのか明記すること。 ※　本事業終了後、人・農地プランに関係する取組を持続的なものとするための工夫等について記載すること。

３　取組内容と経費

取組内容	事業費		積算根拠（内容、回数、単価等）
		うち国費	
※　２の「対応（取組内容）」の記載内容に即して、取組内容を項目立てて記載すること。	円 円 円 円 円	円 円 円 円 円	※　積算根拠の内容が細かくなる場合には、本欄に「別紙」と記載の上、積算根拠を記載した別紙を添付することも可。
合計	円	円	

（注）　本様式を計画変更又は事業完了報告書とする際は、変更前の事業計画の内容を括弧書きし、変更後の事業計画の内容を裸書きしてください。

別記２－別紙様式第３号

番　号
年月日

事業実施主体　殿

○○○市町村長
（○○都道府県知事）
氏　名　○○　○○

令和○年度事業実施計画の承認（変更）申請について
（人・農地プラン実質化推進支援事業）

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月 26 日付け２経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記２の第５の１（又は４）に基づき、事業実施計画の承認（変更）を申請します。

添付資料：市町村事業実施計画（別記２－別紙様式第１号）又は都道府県事業実施計画（別記２－別紙様式第２号）

別記２－別紙様式第４号

番　号
年月日

事業実施主体　殿

○○○市町村長
（○○都道府県知事）
氏　名　○○　○○

令和○年度交付決定前着手届
（人・農地プラン実質化推進支援事業）

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月 26 日付け２経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記２の第５の２の（３）に基づき、下記条件を了承の上、別添事業について交付決定前に着手するので届け出ます。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した本事業に損失等が生じた場合、これらの損失等は、補助対象者が負担するものとすること。
２　交付金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
３　本事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

別添

区分	事業費	うち国費	着手 年月日	完了予定 年月日

交付決定前に事業に着手する理由

別記２－別紙様式第５号

番　号
年月日

事業実施主体　殿

○○○市町村長
（○○都道府県知事）
氏　名　○○　○○

令和○年度事業廃止届
（人・農地プラン実質化推進支援事業）

令和○年○月○日付け○○により交付決定を受けた標記事業について、下記の理由により事業を廃止します。

記

事業を廃止する理由

別記２－別紙様式第６号

番　号
年月日

事業実施主体　殿

○○○市町村長
（○○都道府県知事）
氏　名　○○　○○

令和○年度事業完了報告
（人・農地プラン実質化推進支援事業）

経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月 26 日付け２経営第 2988 号農林水産事務次官依命通知）別記２の第５の５に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：市町村事業完了報告書（別記２－別紙様式第１号）又は都道府県事業完了報告書（別記２－別紙様式第２号）を添付。

（別記３）

推進事務事業

第１　事業の内容

別記１及び別記２に定める事業を推進するために必要となる以下の取組に係る経費について補助します。

１　間接補助事業者等の公募及び市町村等からの照会対応

事業実施主体は、間接補助事業者及び交付対象者の公募要領、申請様式等を作成するとともに、当該公募要領、申請様式等を掲載するウェブサイトの構築・運営及び都道府県、市町村等からの照会に対応するものとします。

２　助成対象者等の選定

（１）助成対象者の選定については、以下により行うものとします。

ア　事業実施主体は、別記１の第２の１の（１）に定める事業実施提案書の提出を受けたときは、次のいずれかの要件を満たす者２名以上及び事業実施主体の職員１名以上により構成される審査委員会を開催し、審査基準（別記１－別表１）により助成対象者を選定します。

(ｱ)　税理士、公認会計士又は中小企業診断士等の資格を有する者

(ｲ)　農業の経営分野に関する博士号を有する者

イ　事業実施主体は、助成対象者の選定に際して、経営局長に対して、報告及び相談を行うものとします。

（２）事業実施主体は、交付対象者の選定について、別記２の第５の１に定める事業実施計画書（別記２－別紙様式第１号又は別記２－別紙様式第２号）の内容を審査し、経営局長へ妥当性の協議をし、その承認を受けた上で行うものとします。

３　補助金の交付

事業実施主体は、間接補助金に係る交付規則等を定めた上で、別記１及び別記２に定める事業の進捗状況管理並びに間接補助金の確定検査及び支払事務を行うものとします。なお、当該確定検査及び支払事務は次のとおり行うものとします。

（１）事業実施主体は、間接補助事業者及び交付対象者に対し、事業完了報告書のほか、必要に応じて領収書等の支出実績が確認できる資料を提出させるものとします。

（２）事業実施主体は、（１）により提出された内容が、法令、実施要綱、交付要綱及び間接補助金に係る交付規則等で定めるところに違反しないか、当該間接補助事

業者及び交付対象者が行った取組の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を審査し、当該間接補助事業者及び交付対象者に交付すべき金額（（３）において「交付金額」といいます。）を確定するものとします。

（３）事業実施主体は、当該間接補助事業者及び交付対象者に対し、交付金額を通知するとともに、当該間接補助事業者及び交付対象者があらかじめ指定した金融機関口座に交付金額を振り込むものとします。

第２　補助対象経費

１　第１の取組に必要となる次に掲げる経費を補助対象経費とします。なお、人件費の算定等にあっては、人件費の算定通知によるものとします。

（補助対象経費）

人件費、職員旅費、委員等謝金、委員等旅費、資料購入費、会議費、会場借料、設備等借料、設営費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費（資料作成費を含む。）、広報費、雑役務費、委託費、外注費、システム設計・運用費、維持費、保険料、車両整備費、申請料、輸送・運搬費、公租公課、保管料及び振込手数料

２　事業実施主体は、１の経費以外に対し、補助金を充てた場合は、速やかに、当該補助金の全部又は一部を国に返還するものとします。